

東京都児童相談体制等検討会設置要綱

令和元年5月23日31福保子家第319号福祉保健局長決定
令和2年6月3日2福保子家第316号改正

第1 目的

東京都児童相談体制等検討会（以下「検討会」という。）は、子供を虐待から守り、健やかに成長できる環境を整備するため、子供及び保護者を支援する取組について検討することを目的とする。

第2 所掌事項

検討会は、次の各号を所掌する。

- 1 児童虐待対策に関する取組の検討
- 2 東京都（以下「都」という。）と特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連携を強化するための取組の検討
- 3 子供と家庭を支援するための取組の検討
- 4 その他児童相談体制を強化するために必要な取組の検討

第3 構成

検討会の委員は、都及び区市町村の児童福祉を主管する者により構成する。

第4 座長

- 1 検討会に座長を置く。
- 2 座長は、東京都福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長が務める。
- 3 座長は、会議の運営を総理する。

第5 運営

- 1 検討会は、座長が招集する。
- 2 座長は、必要に応じて委員以外の者を検討会に出席させることができる。
- 3 検討会は、非公開とする。
- 4 資料及び議事要旨は、公開とする。ただし、座長が必要と認める場合には、公開しないこととすることができる。

第6 部会

- 1 検討会に、実務的な検討を行う部会を設置する。
- 2 部会は、座長から指示された事項について検討を行う。
- 3 部会は、都と区市町村の課長級以下の職員で構成する。
- 4 部会長は、東京都福祉保健局少子社会対策部事業調整担当課長が務める。
- 5 部会長は、部会の運営を総理し、部会での検討経過及び結果を検討会に報告する。
- 6 部会長は、必要に応じて委員以外の者を部会に出席させることができる。
- 7 部会長は、検討作業を進めるために、部会の委員、その他都及び区市町村の職員によるワーキンググループを設置することができる。

第7 庶務

検討会及び部会の庶務は、東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課において処理する。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和2年6月3日2福保子家第316号）

この要綱は、決定の日から施行する。

東京都児童相談体制等検討会設置要綱 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>東京都児童相談体制等検討会設置要綱</p> <p>令和元年5月23日31福保子家第319号福祉保健局長決定 <u>令和2年6月3日2福保子家第316号改正</u></p>	<p>東京都児童相談体制等検討会設置要綱</p> <p>令和元年5月23日31福保子家第319号福祉保健局長決定</p>
<p>第1 (現行のとおり)</p>	<p>第1 (略)</p>
<p>第2 所掌事項</p> <p>検討会は、次の各号を所掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待対策に関する取組の検討 2 東京都（以下「都」という。）と<u>特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連携を強化するための取組の検討</u> 3 子供と家庭を支援するための取組の検討 4 その他児童相談体制を強化するために必要な取組の検討 	<p>第2 所掌事項</p> <p>検討会は、次の各号を所掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待対策に関する取組の検討 2 東京都（以下「都」という。）と<u>特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連携を強化するための取組の検討</u> 3 子供と家庭を支援するための取組の検討 4 その他児童相談体制を強化するために必要な取組の検討
<p>第3 (現行のとおり)</p>	<p>第3 (略)</p>
<p>第4 座長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検討会に座長を置く。 2 座長は、東京都福祉保健局<u>子供・子育て施策推進担当部長</u>が務める。 3 座長は、会議の運営を総理する。 	<p>第4 座長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検討会に座長を置く。 2 座長は、東京都福祉保健局<u>少子社会対策部長</u>が務める。 3 座長は、会議の運営を総理する。
<p>第5から第8まで (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和2年6月3日2福保子家第316号)</u></p> <p><u>この要綱は、決定の日から施行する。</u></p>	<p>第5から8まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、決定の日から施行する。</p>